

**国保だより**

《退職者医療制度》

**会社を退職した後は、医療制度が変わります。**

長年お勤めになった会社を退職して、国民健康保険に加入した人が、厚生年金や共済年金を受給できる場合は、「退職者医療制度」で医療を受けることとなります。

**対象者**

65歳未満で国保に加入している人

厚生年金や各種共済組合などの老齢（退職）年金等を受けられる人で、年金への加入期間（国民年金は除きます）が20年以上もしくは、40歳以降10年以上加入している人とその被扶養者

**被扶養者とは…**

退職被保険者本人とともに生活し、主に退職被保険者本人の収入によって生活を維持している次の方です。

退職被保険者の直系尊属、

配偶者（内縁でもよい）

と3親等以内の親族、または、配偶者の父母と子

65歳未満で国保に加入し

**ている人**

年間収入が130万円

（60歳以上、または障害者の場合180万円）未

満の人

**届出に必要なもの**

年金証書を受け取ったら、

町民課国保年金係に届け出てください。

年金証書

国保の保険証（新たに国保に加入する方は、これ

まで加入していた保険の資格喪失証明書等）

印鑑

お問い合わせ 町民課国保

年金係 ☎ 72 2 1 1 3



**非自発的失業者(リストラ・倒産等)の国民健康保険税を軽減します。**

平成21年3月31日以降に、リストラや勤務先の倒産などにより失業した方について、平成22年度分から国民健康保険税を軽減します。

**対象** 65歳未満の方で、倒産・解雇などにより離職した方（雇用保険の特定受給資格者）、または雇止めなどにより離職した方（雇用保険の特定理由離職者）で、失業給付を受ける方

**軽減内容** 対象者の給与所得を30/100として保険税を算定します。

**対象期間** 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

**手続方法** 雇用保険受給資格者証、世帯主の印鑑を、町民課税務係まで持参して下さい。

お問い合わせ 町民課国保年金係

☎ 72 2 1 1 3

**6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です。**

千葉県では毎年6月を標記の月間として、動物の正しい飼い方の普及・啓発に努めています。

次のことに注意して、動物を適切に飼いましょう。

犬の放し飼いは禁止されています。

ねこは屋内で飼いましょう。

犬やねこに公の場所や他人の敷地内で排泄させるような迷惑行為はやめましょう。

犬・ねこの引取りには、生後91日以上の子犬・子ねこ1頭につき2,000円、生後91日未満の子犬・子ねこ1頭につき400円の手数料が必要です。

愛護動物を捨てた場合には、50万円以下の罰金が科されることがあります。

お問い合わせ

千葉県動物愛護センター

☎ 0 4 7 6 - 9 3 - 5 7 1 1